

6月19日（第2日）

6月19日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	寛本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	沖也寸志
11番	沖元大洋	12番	上松英邦
13番	吉野伸康	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	酒永光志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	岡田學	総務部長	奥田修三
企画部長	畑河内真	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壱行	福祉保健部長	山田浩之
産業部長	高橋龍二	土木建築部長	西川貴則
教育部長	矢野圭一	消防長	米田尋幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仁城靖雄
議会事務局長次長	長原範幸
事務局専門員	流田洋充

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第3号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第3	報告第4号	江田島市国民保護計画の変更に関する報告について
日程第4	報告第5号	令和5年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告について
日程第5	報告第6号	令和5年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第6	報告第7号	令和5年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告について
日程第7	報告第8号	令和5年度江田島市下水道事業会計予算の繰越しに関

		する報告について
日程第 8	承認第 1 号	専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）
日程第 9	承認第 2 号	専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
日程第 1 0	承認第 3 号	専決処分の報告と承認について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）
日程第 1 1	議案第 4 2 号	江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 2	発議第 2 号	行政運営に当たり地域住民との良好な関係の下、信頼のある施策を進めていくことを求める決議案について
日程第 1 3	議案第 4 5 号	江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 4 6 号	江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 4 7 号	江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 6	議案第 4 8 号	江田島市葬斎センター火葬炉更新工事請負契約の締結について
日程第 1 7	議案第 4 9 号	市有財産の無償譲渡について
日程第 1 8	議案第 5 0 号	市有財産の無償譲渡について
日程第 1 9	議案第 5 1 号	令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	議案第 5 2 号	令和 6 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
追加日程第 1	議案第 5 3 号	令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 2 号）

開会（開議） 午前10時00分

○議長（酒永光志君） ただいまから、令和6年第2回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の定例会に際して、報道関係者から写真撮影の申出がありましたので、江田島市議会傍聴規則第14条の規定により、これを許可いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（酒永光志君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

3番 上本雄一郎議員。

○3番（上本雄一郎君） おはようございます。3番議員、政友会の上本雄一郎です。通告に従い、ごみ処理の適正化について、3点の質問をいたします。

去る5月29日、我々、市議会産業厚生常任委員会は、本市の可燃ごみの焼却処分業務を委託している呉市広に位置する「クリーンセンターくれ」に調査のため伺いました。当日は呉市環境部の方々や、呉市から長期包括的管理運営業務を委託する事業者から施設の概要と運営状況について説明を受け、現在のごみ処理施設の稼働状況を確認してきました。

このたびの現地調査は、本市から排出される可燃ごみの処理過程を丹念に把握するという面で有意義だったのみならず、今後の広域ごみ処理の在り方を検討する上でも非常に意義深いものだったと私自身は捉えています。

「クリーンセンターくれ」では、現在、呉市と江田島市、さらには今治市関前地区のごみを処理していますが、令和12年度には、現施設の東隣に新たなるごみ処理施設を稼働させるべく、三者が協力して事業に当たっています。

この次期ごみ処理施設では、圏域における人口減少に伴うごみの搬入量の減少を見据えて、焼却炉の数を二つへと減らし、効率性の高いものを導入する予定ですが、脱炭素社会の実現に向けた取組や循環型社会の形成といった国際社会からの要請に応えるため、ごみの減量化もやはり避けては通れない重要な課題であると認識を新たにしました次第です。

さて、江田島市では、市内から排出される可燃ごみを一旦、鷲部にあるリレーセンターで集積し、圧縮した上で「クリーンセンターくれ」へと搬出しています。令和4年度決算資料によれば、その搬出量は627万3,030キログラムとのことでした。

他方で、岡大王にある環境センターには、市内から排出される粗大ごみのほか、有害危険ごみなどを受け入れています。粗大ごみなど破砕が適当な廃棄物については破砕処理をしており、その過程で発生するごみのうち焼却処理が適当なものについては、「クリーンセンターくれ」へと搬出しています。その搬出量は、令和4年度決算資料に

よれば、79万1,350キログラムとのことでした。

リレーセンターの搬入搬出施設は平成14年11月の竣工、環境センターの粗大ごみ等処理施設は平成10年2月の竣工です。ともに竣工後20年を経過し、老朽化が進んでいます。今後も両施設をできるだけ長期にわたり円滑かつ安定的に稼働させるためには、ごみの減量化や分別の徹底といった形で市民のさらなる協力が求められます。

他方で、事業者、とりわけカキ養殖事業者には、発泡フロートや養殖パイプ等の流出防止対策の徹底を一層強く求めると同時に、適正なる負担を求めなければなりません。

令和4年3月に策定された第2次江田島市環境基本計画では、恵まれた美しい自然や海を次世代へとつなぐ「環境未来島」えたじまを実現するため、適正な排出者負担という施策や瀬戸内海に流出するごみ等の削減を重点施策として掲げる一方で、海ごみ削減対策を重点プロジェクトとして位置づけています。

広島県の調査によれば、県全体として捉えた場合、依然として海ごみの半分近くがカキ養殖資材であり、とりわけ県西部の海域、広島湾は海ごみの量という面で、また、海ごみに占めるカキ養殖資材の割合の高さという面で突出しており、問題は深刻です。海ごみを集めるボランティアの方々からは、本当に流出防止対策を徹底しているのかとか、市はもっと厳しく是正指導に当たるべきとか、非常に厳しい声が届けられています。

実際、北風の強い冬場ともなれば、本市の環境センターには、市から海岸漂着物等清掃業務を委託された江田島市シルバー人材センターの軽トラックが、日に何度も荷台満載の状態で大型の発泡スチロール製フロートを搬入してきます。環境センターのストックヤード棟には減容化処理機が据えられており、環境センター運營業務の受託事業者が日々、無際限に運び込まれてくる発泡フロートを1つずつ減容化処理しています。

一旦海へと流出し排出者が不明となった発泡フロートは、一般廃棄物として公費で処理されているのが実態です。海辺での回収から環境センターへの運搬、減容化処理、そして固形燃料化される最終過程に至るまで、ボランティアの善意と本市の費用負担によって支えられており、排出者への応分の負担は求められていません。こうした仕組みが長年にわたって続いており、これでは広く市民の理解を得ることはできません。

今後、行政と市民、事業者が手を携えてごみ処理の適正化に係る取組を一層進めることが、ごみ処理費用や機械設備等の修繕、更新費用の低減へとつながるのみならず、市政のほかの重要課題に充てる財源を確保することにもなります。

そこで、次の3点について伺います。

- 1、不法投棄を防止する取組について。
- 2、粗大ごみ回収の有料化に向けた取組の推進について。
- 3、養殖資材等の海岸漂着ごみの削減に向けた排出源対策の強化について。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 上本議員から、ごみ処理の適正化について、3点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の不法投棄を防止する取組についてでございます。

本市では、国道や主要な県道の道路沿いに捨てられた瓶や缶などの不法投棄を確認しており、海岸には、カキ養殖に使用する発泡スチロール製フロートや養殖用パイプなどの資材が漂着しております。このほか、地域のごみステーションにおいては、収集日でないにもかかわらずごみが出されていたり、市で回収しないテレビや冷蔵庫、洗濯機などの家電4品目が捨てられることもございます。

これまで、ごみ出しマナーを守っていただくための取組として、ごみの分け方・出し方ガイドやごみ出しカレンダーを作成し、配布をしております。また、昨年度、令和5年度には、広報紙にごみ出しマナーの向上に関する記事を10回にわたって掲載をしたり、防災行政無線による啓発活動を実施いたしました。

さらに昨年、令和5年1月からは、市の公式LINEにごみの分け方・出し方ガイドとごみ出しカレンダーを掲載し、いつでもごみに関する情報を入手することができるようにいたしました。こうした多様なツールを活用してごみ出しマナーの向上に資する啓発活動に取り組んでおりますが、依然として悪質なケースが見受けられるのが現状となっております。

そのため、本市では、毎年5月30日から6月5日までに実施される全国ごみ不法投棄監視ウィークと合わせて、この期間を環境ウィークと定め、広島県と共同で不法投棄監視パトロールを実施しております。

さらに、マナーの悪いごみステーションや不法投棄の多い場所には合計16基の監視カメラを設置するとともに、不法投棄の事案が検知された場合は、録画映像を基に江田島警察署へ通報し、連携した対応をしているところでございます。

次に、2点目の粗大ごみ回収の有料化に向けた取組の推進についてでございます。

ごみの回収につきましては、平成26年3月に策定をいたしました江田島市一般廃棄物処理基本計画に基づき、回収を行っているところでございます。本市の粗大ごみ処理施設は平成10年2月の完成から26年を経過しており、この施設を円滑かつ安定的に稼働させるために、昨年度、令和5年度では、第2埋立地の遮水シートの補修や粗大ごみを破砕機に投入するコンベアの工事などで約8,600万円の費用を投じております。

ごみ処理施設を適切に維持管理するためには、ごみの排出者に適正な負担を求める観点から、粗大ごみのみならず、可燃ごみを含め、家庭ごみの処理に関する有料化制度を導入する必要性を感じております。

このようなことから、来年度、令和7年4月からの指定ごみ袋の販売単価の改定に向けた調整をしているところでございます。

また、今後の市の財政状況を鑑みますと、指定ごみ袋にごみ処理料を転嫁した有料化や、粗大ごみ回収の有料化についても検討をしなければならないと考えております。

次に、3点目の養殖資材等の海岸漂着ごみの削減に向けた排出源対策の強化についてでございます。

県内トップクラスのカキ生産量を誇る本市にとりまして、カキの養殖資材等の海洋流出及び海岸漂着は大きな問題であると認識しております。このため、市内11の漁業協同組合長で構成される江田島市漁業振興協議会の場で、流出防止の徹底を図るための意見交換や発泡スチロール製フロートの処理方法を学ぶため、産業廃棄物処理工場の視察

研修などの取組を進めてまいりました。

また、市民の方から漁業関連ごみの海岸漂着に関する情報が寄せられた際には、その都度漁協に対して情報提供するとともに、注意喚起を行っております。

さらに、広島県においては、カキ養殖業界の自助努力による解決を目指すため、広島カキ生産対策協議会などの生産者団体に対する指導を行っております。

こうした取組により、令和元年9月には県内全てのカキ養殖事業者が資材の適正管理計画を策定するなど、発泡スチロール製フロートやカキ養殖用パイプの流出防止対策が講じられております。

その結果、広島県が毎年実施する海岸漂着物実態調査によると、県全体における海岸漂着物の総量は大幅な減少傾向にあります。しかしながら、本市を含む県西部地区の島嶼部におきましては、依然として、海岸漂着物のうち、発泡スチロール製フロートなどの漁業関連ごみの比率が9割近くを占める状況となっております。

引き続き、広島県や漁協、カキ養殖事業者などの関係者と連携をし、カキ養殖資材等の海岸漂着ごみの排出源対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 市長から丁寧な答弁をいただきました。

それでは、順に幾つか再質問をいたします。

初めに、不法投棄を防止する取組について答弁をいただきました。

去る2月定例会で、私は、里海教育の在り方と今後の展開について質問をいたしました。その際、市長が答弁として述べられた言葉を借りるならば、江田島市は、豊かな里海、産業資源等豊かな恵みのあるまちであり、そこに住む人々を温かく迎え入れるぬくもりのある島です。

私自身も市長と認識を同じくするものであり、次期総合計画の基本構想に美しい自然や地域資源等の島の豊かな恵みをみんなで大切に引き継ぐということを重点的テーマの一つとして掲げられたことは、市民の思いと本市の特徴を踏まえて打ち出された的確な方向性だと考えます。

その一方でというのは、江田島市が豊かな恵みのあるまちである一方で、海に山に不法投棄が散見されます。こういう悲しい現実から目を背けることなく、どうすれば不法投棄を防止する取組の実効性を高められるのか真剣に考えなくてはならず、これまで以上に踏み込んだ対策が必要です。

先ほど市長から、海岸には、カキ養殖に使用する発泡スチロール製のフロートや養殖用パイプなどの資材が漂着している現実について言及がありました。こういう光景に私も心を痛める者の1人ですが、目を沖合へと移せば、風の強い日にロープ等でしっかりと固定されることもなく、発泡フロートがカキいかだの上に山積みされていることがあり、サップやカヤックなどマリナクティビティに親しむ方々にも目撃されております。海上でのこういう状態が解消されない限り、流出防止対策が徹底していないと指弾されても致し方のない面がございます。

ごみ処理は排出者負担が原則です。江田島市を不法投棄をさせない、許さないまち、

そして、美しく快適に暮らせるまちへとするために、引き続き市民向けの啓発活動に取り組みとともに、江田島警察署との連携による悪質な事案への対応の強化、さらには、海ごみという広域的な課題には、国や県、近隣自治体との連携を強化することで、実効性のある指導監視体制を構築されるよう強く求めます。

次に、粗大ごみ回収の有料化に向けた取組の推進について答弁をいただきました。

市長から、ごみ処理施設を適切に維持管理するためには、ごみの排出者に適正な負担を求める観点から、粗大ごみのみならず、可燃ごみを含め、家庭ごみの処理に関する有料化制度の導入について必要性を感じているとの答弁をいただきました。

家庭から排出されるごみには実に様々な種類がありますが、それらはほとんど公費、市民の税金を含めての公費によって処理されております。来年度から指定ごみ袋の販売単価の改定を調整しているとお話がありました。指定ごみ袋は合併以来、その値段を据え置かれてきましたが、令和7年4月からそれぞれ40円上げるとの方針が先日、市議会全員協議会で示されたところです。

しかし、このことが意味するのは、販売単価の値上げによって、製作費用と製作したごみ袋を大型倉庫で保管する費用、そして、市内販売店へと配送する費用、これらがようやく賄えるようになるということにすぎません。

一般的に言われるところのごみの有料化とは、指定ごみ袋の販売単価にごみの収集及び処理に要する費用を一定程度上乘せすることで排出者に負担を求めることですが、江田島市の取組はまだ道半ばであり、そこへは至っておりません。また、ごみの搬入量や1人当たりのごみ搬出量は、第2次江田島市環境基本計画の目標に沿う形では減少しておらず、令和13年度の目標達成は困難な情勢となっています。

そこで具体的に提案するのですが、事前に所定の手数料を納付する場合に限り、市が回収を行うという制度の導入を検討してはどうでしょうか。例えば、粗大ごみを排出しようとする市民があらかじめ市の担当課にその旨を連絡し、ごみの大きさ等に応じた所定の処理費用を支払う場合に限って、指定日時に排出者が自宅前に並べておけば、回収業務の受託事業者が回収に行くという仕組みに改めてはどうでしょうか。こうすれば、粗大ごみ集積場所が不要になり、ごみ出しを巡る様々なトラブルも解消されます。

市内各所で事業ごみの大量投棄や家電4品目の投棄など、ルール違反ゆえに警告文を貼り付けられて、長期にわたり野ざらしにされている事例が散見されますが、こうした個々の違反事案をその都度克明に記録しなければならない回収事業者の負担軽減にもつながります。

粗大ごみの排出者に適正なる負担を求めることは、ごみの発生抑制や環境意識の深化につながるだけでなく、ごみの減量化によって環境センターの長寿命化にも寄与すると考えますが、担当部長の御所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 現在、江田島市では、可燃ごみ・粗大ごみともにごみステーションに出されたごみを回収する集団回収を実施し、回収につきましては、各町ごとに契約した収集運搬業者によって回収が行われております。

御提案の、所定の費用を負担していただき戸別回収を実施する場合には、受託業者の

人員の確保と車両の配置、回収場所の道路事情など様々な課題がございます。粗大ごみの有料化や戸別回収を実施するためには、不法投棄対策を含めた制度設計を実行すべきと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） ありがとうございます。

平たんな都市部とは異なり、車両で進入困難な狭い道もあるなど、本市特有の事情があることや詳細な制度設計が必要なことはよく分かります。しかし、排出されるごみの量を減らし、それでもって本市のごみ処理費用を低減させていくためには、例えば呉市のように、粗大ごみを出そうとする市民が粗大ごみ1つ当たり300円の指定シールを購入し、貼り付けた上で指定日にごみステーションに出すという方式でも、まずはよいと思うのです。

現在の指定日に粗大ごみ集積場にて無料で回収するという仕組みは、ごみの減量化につながらないばかりか、市外からもごみを呼び寄せることになっており、看過できません。持続可能なまちづくりのため、行財政改革が喫緊の課題となる中、市民に適正な負担を求める方向にかじを切らなければならないと考えます。

排出者責任の原則に立ち返り、粗大ごみ回収の有料化を何らかの形で実現できるように、他の自治体の取組も参考としながら制度設計を進めるよう求め、次の点へと移ります。

養殖資材等の海岸漂着ごみの削減に向けた排出源対策の強化について、答弁をいただきました。

市長からは、県内トップクラスのカキ生産量を誇る本市にとって、カキの養殖資材等の海洋流出及び海岸漂着は大きな問題であると認識していると答弁がありました。カキ産地として全国的な知名度を誇るがゆえに、この問題は、私も市長と同じように重大な問題であると捉えております。

令和4年2月定例会で質問に立たれた筈本議員の言葉を借りるならば、海洋プラスチックごみに係る課題解決に向けた取組は、海に囲まれ海の恵みに育まれる江田島市において、最も注力しなければならない取組です。

先ほど市長からも紹介がありましたが、広島県環境保全課が毎年季節ごとに年4回実施している海岸漂着物実態調査の令和5年度の報告書が先月末に公表されております。これによると、県内海岸漂着物の四季平均値は12.8トンであり、このうち重量ベースで34%がカキいかななどで使う発泡スチロール製フロート、約12%がカキ養殖用のパイプであり、双方合算すれば約46%がカキ養殖にまつわるものだったとのことです。

少し説明させていただきますと、この12.8トンという重量は、西部・中部・東部という海域の区別をなくした上での広島県の海域全体としての季節ごとの平均値です。カキ養殖の盛んな西部・広島湾だけを抽出すれば、重量ベースで発泡スチロール製フロートは約50%、カキ養殖用パイプは約20%であり、双方を合算すれば70%を超えています。

確かに県調査の経年変化を見る限りでは、漁業関連ごみのうち特に発泡スチロール製フロートは、令和4年度から令和5年度にかけて大幅に減少しています。広島県の分析によれば、これは令和4年度秋に立入困難地域で大規模な清掃活動を行い、大量の発泡スチロール製フロートの回収・処理を行ったことで、令和4年秋季調査から重量が大きく減少し、その推移が令和5年度も継続されたことや、カキ養殖事業者が取り組んでいる流出防止対策等の効果によるものと考えられるとのこと。

しかし、この島に暮らす一般の市民感覚としては、減少している感じはありません。というのも、江田島市が行う海岸漂着ごみの回収・運搬だけでも毎年60トン以上もの海ごみが回収され、処理されているからです。

ところで、現在、本市の特産品であるカキを返礼品として選択する形で、全国の方々から多くのふるさと寄附金が寄せられており、受納総額もこの間飛躍的に伸びてきているのは、非常にありがたくも喜ばしいことです。しかし、市として排出元への対策に真剣かつ早急に取り組まなければ、SDGsの取組が必至となる今日、一般消費者の信頼をも失いかねません。

今日、あらゆる業界において、地球社会の一員としてSDGsとして掲げられた17の持続可能な開発目標に向けて、取組を進めることが要請されています。海の恵みに支えられた、なりわいを営む事業者を多く抱える本市として、とりわけ14、海の豊かさを守ろうという持続可能な開発目標に向けて、官民一体となった取組を着実に進めていくことが喫緊の課題です。

国においては、平成30年度以降、地方創生に向けたSDGs推進事業に係る補助メニューも用意されております。今後も、カキの島として江田島ブランドの魅力を維持しつつ瀬戸内海をきれいで豊かな海にしていくため、江田島市には、将来世代に対して模範的かつ主体的な役割を果たすことが期待されています。

そこで具体的に提案するのですが、持続可能な養殖漁業の実現に道筋をつけるため、環境に優しい養殖資材の導入を支援されてはいかがでしょうか。

例えば、広島市漁業協同組合では、美しく豊かな海にしていくため、耐久性を高めたカキ養殖フロートの導入や強度に優れた樹脂繊維でつくられたカキいこだ用のロープの導入を図り、環境負荷の少ないカキ養殖の実現に向けて取組を進めておられます。

この広島市漁協の取組に倣い、一次産業を基幹産業とする我が江田島市において、まずは行政がこうした新たなる養殖資材の導入をモデル的取組として支援するならば、環境意識の深化という面で市内事業者の意識啓発に寄与するのみならず、本市海岸に漂着する海ごみの減少や生態系に深刻な影響を及ぼす機会を減らすなど、環境負荷の少ない事業活動の推進にもつながると考えます。

現在、我が島の海辺では、市内外より来られた老若男女が海岸清掃活動に尽力されていますが、こうした善意の活動を支援する事業を所管するとともに、回収された海ごみを一般廃棄物として処理する環境施設を所管している市民生活部長の御所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 第2次江田島市環境基本計画では、海ごみ対策として、きれいな海を育むための、廃棄物等の流出防止の推進を重点プロジェクトに掲げて

おります。このプロジェクトは、行政・市民・事業者の三者がそれぞれの役割を果たすことによって目標が達成されるものです。

本市の周辺海岸におきましては、市内外の皆様がボランティアとして海岸漂着ごみの回収をしていただいております。令和4年度におけるボランティア清掃ごみ袋の配布枚数は4,614枚、回収に当たられた方は736人でした。令和5年度におきましては、配布枚数は6,376枚、回収に当たられた方は1,213人と増加しております。これは、海ごみに対する関心が高まっているものと認識しております。

本市においても、令和4年度からは、海岸漂着ごみを回収・運搬するための予算を前年度より200万円増額し、650万円の予算を確保して取組を強化したところでございます。

事業者におかれましても、海洋流出防止の徹底を図る取組を進められております。一部のカキ養殖業者は、自ら環境負荷の低減につながる硬質性フロートの導入など、排出元対策に取り組んでおられます。

本市といたしましても、耐久性を高めたカキ養殖フロートや環境負荷の少ない養殖資材の導入支援など、排出元対策による海岸漂着ごみの削減につながる支援策について検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 本市のこれまでの取組状況や、カキ養殖事業者の中でも取組が一定進められてきているということは理解いたしました。また、市内各地の海辺で島の海がより美しくなるようにと、海岸漂着ごみの回収が進められていることが分かりました。

一般社団法人フウドやせとうち海援隊の方々による取組、マリンアクティビティに親しむ方々やボランティアによる海岸清掃活動、地域を主体とするクリーンウオーキングなど、実に多くの方々に本市の海辺を美しく保全する活動に従事していただいております。年々市民の関心が高まってきていると感じます。

さて、今年度より、我が町の誇る里海教育は新たなステージに入りました。教育委員会におかれては、島っ子の特権を教育にをコンセプトとして、市内全小中学校において里海学習の充実を図り、運営体制を強化しておられます。従来、島のこどもたちは身近な海の現実をよく観察しており、きれいで豊かな海にするため、主体的に学び、考え、行動していると感じます。

例えば令和5年度も市内のほぼ全ての小中学校で、生活科や総合的な学習の時間の中で海浜清掃や海ごみを再利用した創作活動などに取り組み、地域課題の解決に向けて自分たちはどうすればいいのか真剣に考え、行動に移しています。こどもたちが頑張っている以上、我々大人が持続可能な江田島市となるよう、道筋をつけなければなりません。

市民生活部長に問うたのと同じことを、農林水産課と交流観光課の両部門を所管する産業部長に伺います。

本市のカキ養殖事業者は、燃料費の高騰や人件費の値上がり、後継者や打ち子さんの不足など人材面での課題のほか、気候変動や栄養塩不足によるカキの生育不良、さらに

はカキ殻の最終処分の方法など、難題に直面していることは承知しております。しかし、やはりほかの業界と同様に、SDGsに向けた取組を加速化させることも今や待ったなしの課題です。

事業活動に伴い排出されるごみの処理について責任を負うことはもとより、ごみの減量化という課題にも真剣に向き合わなければなりません。

市民生活部と産業部が一層連携を強化して、環境負荷の少ないカキ養殖の実現に向けて新たな技術に基づく養殖資材の導入を支援することは、持続可能な養殖漁業の展開へとつながるのみならず、対外的な江田島ブランドの付加価値向上にも寄与すると考えます。

産業部長の御所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 上本議員がおっしゃるとおり、カキ養殖業は後継者不足や生育不良、カキ殻処分の問題など、数多くの課題を抱えております。自主努力も大変していただいているところではありますけれども、他の排出元も含め、事業者の対策だけではやはり限界があることも十分承知しております。

今後、持続可能なカキ養殖業を目指すための取組の一つとして、環境負荷の少ない養殖資材への転換ということは、避けて通れない課題であると認識しております。そのため、具体的には海洋生分解性プラスチックなど、環境負荷の少ない養殖資材への転換を図るための支援策について、市のみならず県に要望するとともに、また、市としての支援策について検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） ありがとうございます。

広島県のカキ生産量は、全国1位で約6割のシェアを占めております。その一方で、本県のカキ養殖にちなむ海ごみが県域をまたいで流出しており、その影響は甚大かつ深刻です。

昨年9月5日に開かれた令和5年度広島・愛媛交流会議の席上、愛媛県の中村知事は、愛媛県に流れ着く海洋プラスチックごみが軽トラック3万台分を超え、現在の国からの補助金では全く足りない旨を指摘しました。これに対して、広島県の湯崎知事は、そのごみの多くが広島県のカキ養殖事業で発生したものだとして、本当に申し訳ないと陳謝し、14府県と環境省で近く発足させる会議を通じて、削減に向けて連携していくことで一致しました。当時、大きなニュースになりましたので、記憶にある方も多いのではないかと思えます。

海洋プラスチックごみ対策の推進について、広島県では従来、環境県民局と農林水産局とが一体となって取り組んできており、国に財政支援措置等を求めるなど、要望活動を重ねてきています。

このほか、瀬戸内オーシャンズXによる事業やGREENSEA瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（GSHIP）の取組を通じて、海ごみを減らすための対策に積極的に取り組んでいます。なお、これらの枠組みにより、令和5年度中に2回、本市三高地区

において大規模な海岸清掃活動を実施しており、本市としても、公衛協の皆様や江田島カヌークラブの方々、市職員の皆様にも協力していただいております。

さて、先ほど環境負荷の少ない養殖資材への転換を図るための支援について、県に要望すると回答がありましたので、対応を注視していきたいと思いますが、カキの一大産地たる江田島市です。明岳市長、規模は小さくとも市独自の支援策を始められてはどうでしょうか。

環境負荷の少ない硬質フロートへの転換が少しずつでも進めば、漂着する大きな海ごみの量は徐々に減っていくはずですし、回収と処理に大変な労力と費用をかけている本市の負担も軽減されます。持続可能な養殖漁業の実現に向けて、本市として、小規模でもモデル的取組を進めることができれば、優良事例を横展開する道も開けてきます。

産業部におかれては、未来を見据えた産業施策を進めるため、また、第2次江田島市環境基本計画に掲げる施策を着実に前進させるため、本腰を入れて取組を進められるよう強く求めておきます。

それでは、改めて同じテーマで、連携中枢都市圏の事業を所管する企画部長に伺います。

広島広域都市圏における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結した県内外の自治体のうち、広島湾周辺市町、すなわち江田島市のほか、大竹市・廿日市市・広島市・坂町・呉市では、古来カキ養殖が盛んであります。今後、連携中枢都市たる広島市を中心として広島湾周辺の自治体と議論を深め、問題意識や目標を共有した上で、環境負荷の少ない養殖事業の実現に向けた取組を一層進めていくことは、日本一の生産量を誇る広島湾周辺の県域としてのブランド力の向上や、県西部の海域でとりわけ深刻な海ごみ問題への対応としても効果的な施策になると考えますが、企画部長の御所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内真君） 連携中枢都市圏制度で、このような取組をしたらどうかというお尋ねと思います。

昨日の岡野議員の御質問でもちょっと出てきたと思うんですけど、連携中枢都市圏制度というのは、広島市であったり呉市、そちらと連携する旨の連携協約と、県域を構成する市町で策定するビジョンに該当する事業を盛り込むことで連携事業として位置づけられるものであり、これが位置づけられることによって交付税措置による財源メリットが得られるという、そういった制度となっております。

この制度に連携する具体的な取組を新たに盛り込もうとする場合は、まず、所管部署において連携する具体的な取組内容の制度設計というのを行う必要があります。その後、連携中枢都市の仕切りの下で連携中枢都市圏を構成する市町と協議を行い、協議が調った場合は、ビジョンの改定などを経て、連携事業として取り扱うということとなります。

連携中枢都市に対して、新たな取組を盛り込みたいといったような相談については、これは随時行うことが可能でございますので、本市の取組が具体化する際は、所管部署の意向を踏まえながら、連携する事業とするための手続に乗せるための提案を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 連携中枢都市圏事業における連携事業の進め方について、よく分かりました。

学生時代には船で日夜往復していましたので感じるのですが、広島湾は自治体と自治体を隔てる壁ではなく、周囲のものを結びつける恵み深い共通の庭だと思います。

これまで、広島湾周辺の5市1町では、市場関係者や漁業協同組合と協力して、カキのほか、メバル・コイワシ・オニオコゼ・アサリ・クロダイ・アナゴの広島湾7大海の幸を豊かな里海で育った魅力ある食材として広くPRすることで、消費拡大を目指す取組を進めてきました。こういう経緯がありますので、広島湾周辺市町が一つのチームとして、環境負荷の少ない養殖事業の実現に向けた取組も同時並行して進めていけるよう取り組んでいただきたいと思います。

以上、これまでごみ処理の適正化について、3点の質問をしてきました。

江田島市では、今後、令和12年度の竣工を目指して、令和6年度から令和11年度まで、次期「クリーンセンターくれ」の整備費用として約25億6,000万円の債務負担行為を計上しており、応分の負担をしなければなりません。人口減少局面にあっても、基礎自治体にとっては引き続きごみの処理は重要な仕事であり、年々、経常経費だけで約4億円が必要です。

次期ごみ処理施設の建設工事着工が目前に迫り、今後の本市のごみ処理の在り方について、市民の関心も高まっていると感じております。この機を捉え、第2次江田島市環境基本計画にうたう適正な排出者負担や瀬戸内海に流出するごみ等の削減を一層進めるべく、制度設計に向けて調査研究を重ね、課題に対応する具体的な案を示して、目標年度となる令和13年度に目指すべき環境像が実現するよう取り組んでいただきたいと思います。

この島に暮らすあらゆる市民が、これからも市長が言われるように、豊かな恵みのあるまちであり、そこに住む人々を温かく迎え入れるぬくもりのある島で、自信と誇りを持って快適に暮らし続けられるよう、ごみ処理の適正化に向けた取組を一層力強く進めるよう求めまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、3番 上本議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

（休憩 10時53分）

（再開 11時10分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、2番 筧本議員の一般質問を行います。発言を補完するため、パネル等の使用について申出がありましたので、これを許可しております。また、執行部から答弁を補完するため資料持込みの申出がありましたので、これを許可しました。

2番 筧本 語議員。

○2番（筧本 語君） 皆さんおはようございます。2番議員、無党派の筧本 語でございます。本日はお忙しい中、傍聴に足をお運びくださいました皆様、また、インターネット中継を御覧いただいております皆様に厚く御礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

令和2年12月、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が目指すべきデジタル社会のビジョンとして示されました。令和4年6月には、デジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、改めて目指すべきデジタル社会のビジョンとして位置づけられております。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割が極めて重要なものとなります。これを受け、本市は令和4年度から令和7年度までの4年間で期間とし、第2次江田島市総合計画に掲げる「市民満足度が高いまちづくり」を目指し、デジタルの手段を活用して様々な課題に取り組むことにより、市民に寄り添うサービスを確立することを目的とした「江田島市デジタルビジョン」を、国や県の計画等と整合を図って策定しております。

さて、現在、本ビジョンは折り返しを迎え、目指す方向性や実施されている施策など、市民生活にどれほどの利便性をもたらしているのか。また、どれほどの業務の効率化が図られているのか、改めて効果を見返す必要があると考えられます。

そこで、次の2点について伺います。

まず1つ目は、江田島市デジタルビジョンの進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

2つ目は、江田島市デジタルビジョンは今後どのように展開していくのでしょうか。

以上、2点について市長の答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許可します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 算本議員から、デジタルビジョンの進捗状況について、2点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のデジタルビジョンの進捗状況についてでございます。

昨年、令和5年1月に策定した江田島市デジタルビジョンで定めた各施策につきましては、これまでおおむね順調に進んでいるものと考えております。本ビジョンの策定時には、AI・人工知能をはじめとしたデジタル技術が日々急速に発展している状況下であったことから、具体的な成果指標や数値目標は設定しておりませんので、これまでに実施してきました個別の施策についてお答えをさせていただきます。

本市のデジタルビジョンでは、1つ目として市民の利便性の向上、2つ目、市役所業務の効率化、そして3つ目が、デジタル人材の育成という3つの方向性を定め、デジタルを使った行政サービスを展開していくこととしております。

まず、1つ目の市民の利便性の向上につきましては、昨年、令和5年1月27日に開設した市公式LINEを中心とした各種サービスを展開しております。具体的には、プッシュ型の情報発信や確定申告などのオンライン予約、チャットボットを使った行政サービスの案内、道路の不具合などを市民の皆様から通報していただく機能などを装備しております。また、今月6月3日からは、住民票の写しや所得証明書などを、スマート

フォンとマイナンバーカードを使って24時間いつでもどこでも電子申請できるサービスを新たに開始したところでございます。

2つ目の市役所業務の効率化につきましては、人間の代わりにロボットが業務をこなしてくれるRPAや手書きの文字をデータ化するAI-OCRを活用して、これまで職員が行ってきた業務の自動化を進めております。これまで、給与事務など5つの業務に導入することで年間約870時間の業務効率化が図られ、一定の効果が現れておりますので、引き続き全庁的に取り組んでまいります。

3つ目のデジタル人材の育成につきましては、CIO補佐官を中心として、市職員が実際の業務でデジタルに関する知識やスキルを発揮するための研修や、伴走型による支援を実施しております。また、デジタルに不慣れな方を対象としたスマホ教室や、認定こども園の年長児を対象としたプログラミング教室を開催し、参加された皆様から好評を得ております。

引き続き、地元企業をはじめ、大柿高校や県立広島大学の皆様にも御協力をいただきながら、この拡充を図ってまいります。

次に、2点目のデジタルビジョンの今後の展開についてでございます。

現行の江田島市デジタルビジョンの計画期間は、令和7年度までの残り2年間となっております。今年度からは、新たに集会施設のオンライン予約や公共施設の水道料金の支払い事務の効率化などにも取り組み、引き続きビジョンに定めた3つの方向性に沿った各種施策の実現に取り組んでまいります。また来年度、令和7年度には、次期計画の策定に着手をしたいと考えております。

国においては、各自治体が重点的に取り組むべき事項を定めた自治体DX推進計画が今年、令和6年4月24日に改定をされ、さらなる住民の利便性向上に取り組んでいくことが示されました。本市におきましても、これに呼応してマイナンバーカードを使ったワンストップ窓口の導入など、市民の皆様へ寄り添った改革に取り組んでまいります。

全国の基幹系システムの標準化、共通化を終えた令和8年度以降には、住民票などの証明書をコンビニで受け取れるサービスを導入するとともに、書かないワンストップ窓口の実現に向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 　　筧本議員。

○2番（筧本 語君） 　　ただいま2点の質問に対し、丁寧な御回答ありがとうございます。

江田島市デジタルビジョンの各施策について、ここまでおおむね順調に進んでいるとのことでした。高齢化率の高い本市のイメージとして、こういった分野に遅れが生じているのではないかと危惧していたところでしたが、しっかりと取り組んでいることが分かり、安堵しております。

それでは、その取組の中から幾つか再質問させていただきます。

令和5年1月27日より市公式LINEを開設したとのことですが、昨年12月定例会の古居議員の質問への回答で、登録者数が昨年12月1日時点で3,400人、人口に対する普及率は16.6%とのことでした。

では、現時点の登録者数及び利用状況はどのようになっているのか、お答えください。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） まず、御質問にありました登録者数についてお答えさせていただきます。

市の公式LINEの登録者は、今月6月5日時点で4,365人となっており、人口に対する普及率は20.9%となっております。

次に、市の公式LINEの利用状況について、2点ほどここで御紹介させていただきます。

1点目は確定申告の受付です。

今年、ゆめタウン江田島で実施いたしました確定申告の受付について、市の公式LINEからの予約の枠を1,285人分設定しました。結果としまして、1,103名の方が公式LINEを通して予約をされ、想定を上回る御利用をいただいております。

2点目は、道路等の不具合を通報するシステムです。

道路や公園などの損傷や不具合などを発見された方が、LINEを使っていち早く市役所に通報していただくものです。このサービスは昨年9月15日から開始し、これまで約9か月の間に道路に関する情報を42件、公園に関する情報を4件、合わせて計46件の通報をいただき、その情報を基に速やかな対応を図っているところです。

このような利用状況を見ますと、今後も市の公式LINEによる各種サービスの利用は伸びていくものと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 市公式LINEは単なる情報発信としてのツールとしてではなく、市民の多様なニーズを把握するツールとして大変有用なアプリケーションサービスであります。市公式LINEを利用した確定申告受付や道路等の不具合を通報するシステムにおいては、確定申告の予約がゆめタウン以外で使えなかったことや、道路等の不具合を通報した後に経過が分からないなどの声を耳にすることはありますが、私は非常に便利なシステムであると感じております。

市公式LINE自体も、昨年12月から約半年で普及率が4.3%向上したということで、普及に向けた広報活動等に一定の効果があつたと理解しております。今後も、市公式LINEのさらなる普及活動に尽力していただきたいと思います。

次に、6月3日から新たなサービスとして追加された住民票の写しや所得証明書を電子申請できるサービスについてですが、利用方法等をもう少し詳しくお答えください。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） オンライン申請の利用方法に関する御質問です。

オンライン申請をする際には、3つのものを準備していただく必要があります。

まず1つがスマートフォン、2つ目に申請する方のマイナンバーカード、3つ目が料金を支払うためのクレジットカードまたはPayPay、LINE Payといった電子決済です。この3つがそろえば、いつでもどこでもオンライン申請することが可能となります。

本日、オンライン申請の手続について、フリップを用意させていただきました。

議員の皆様におかれましては、このチラシのコピーをお手元のほうに配付させていただいていると思います。利用方法を分かりやすく示したこちらのチラシは、市役所や市民センターなどの窓口、あるいは公式LINEなどを通じて、市民の皆様にお知らせしているところでございます。

利用方法につきましてここで簡単に御説明しますと、まずスマートフォンで市の公式LINEを開きますと、様々なサービスメニューが表示されます。左の上にあると思うんですが、その中から予約申請のボタンを押していただきます。申請画面が出てきますので、証明書の申請というボタンを押して、必要な証明書、納税証明書なのか住民票なのか、種類を選択していただきます。あとは、LINEの中で会話するように必要事項を入力していただければ、申請から料金の支払いまで、お手元で完了することが可能となっております。

窓口に来られる時間がない方や遠方におられる方など、ぜひ御利用をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） なるほど。3つそろえば、いつでもどこでもオンライン申請ができる。いや、便利になりましたねと言いたいところですが、やはりスマートフォンを使いこなせない方や、そもそもスマートフォンを持っていない方など、いわゆる情報弱者と言われる方々にとっては、もはや何をどうしていいのかわからない状態であると思われまます。そういった方々に対してもしっかりとサポートしていただき、情報格差、いわゆるデジタルデバイドの解消に努めていただきたいと思います。

さて、先ほどの市長答弁において、給与事務などの5つの業務について、これまでに年間で約870時間の業務を削減したと回答されておりましたが、業務の自動化により削減した870時間はどう有効活用したのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 市長答弁でもございましたとおり、これまで5つの業務で自動化に取り組むことで約870時間分の業務を削減することができました。その一例をこの場で御紹介させていただきます。

総務課が担当します会計年度任用職員の給与支払い事務の自動化についてでございます。これまでは、各所管課が管理している会計年度任用職員の出勤に関するデータを毎月総務課が集約し、給与支払いシステムに1件1件手で入力して、支払い伝票を作成しておりました。この一連の作業をRPAを導入することで、年間約410時間の作業時間を削減することができました。この効果を職員の時間外勤務で換算しますと、令和5年度における総務課の時間外勤務は、RPAの導入前、令和4年度と比較して約140時間の削減となっております。

こうしたデジタル化の取組を市役所全体に広げることで、削減した時間を市民サービスに還元したり、職員においては、複雑・多様化する業務に注力できるものと考えております。また、業務の効率化を進めることで、職員のワーク・ライフ・バランスの向上

やメンタル不調による休職や早期退職の抑制にもつながるものと期待しております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） メンタル不調による休職や早期退職の抑制という文言一つを取っても、市職員が日々相当な激務をこなしていることは想像に難しくありません。

つい先日も那覇市で、メンタル不調により30日以上のお休みや休職をしている市職員が令和5年度に93人に上り、統計を開始した平成28年度以降、過去最多となったとの報道がございました。本市においても、そういった市職員の心身のケアには十分気を配りつつも、自動化で削減できた時間を、更なる充実した市民サービスの提供に充てていただけるよう努めていただきたいと思います。

次に、デジタル人材の育成についてお伺いしますが、どのような研修や伴走型の支援を行い、具体的にどのような成果が出ているのかお答えください。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） デジタル化に関する研修についての御質問です。

研修は、全職員を対象にしたものと、実際の担当業務に役立てるために個別に実施してきたものがございます。全職員を対象とした研修では、デジタル化に必要な業務フロー図の書き方やデジタル技術の効果を実感できる生成AIの研修などを実施してきました。また、個別研修では、業務の自動化ツールであるRPAに関する研修を実施しております。

ここで、一例を御紹介させていただきます。

昨年度、市役所に入って入庁2年目の職員が高齢者のインフルエンザワクチン接種を管理する担当になりました。これまで接種される方が病院で自筆しました問診票を、1件1件システム上に入力して管理しておりました。この業務にAI-OCRを導入することで、手書きの問診票を自動で電子データに変換し、接種状況を管理するシステムに自動で取り込める、このようにすることで、年間約44時間の業務を削減することができました。

この事例では、業務改善によって効果を生み出すことができましたが、どのような業務においても、職員がデジタル化に一步踏み出すのは思いのほかハードルが高いと、このように感じております。

そのため、デジタル化の推進につきましては、職員とのコミュニケーションを取りながら、一緒になって悩み、考え、業務の改善につなげていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） デジタル化を進めていくことで、様々な業務の効率化が図られるが、デジタル化に踏み出すことには、思いのほかハードルが高いということは理解しました。ですが、この急速に進むデジタル社会に取り残されることのないよう、今後、市職員全体でデジタル業務に必要な知識を共有し、よりスムーズに業務に当たられるよう、改善に努めていただきたいと思います。

さて、先ほど市長答弁において、デジタルに不慣れな方を対象としたスマホ教室を開催しているとおっしゃられておりました。これは、どのくらいの頻度で行っているのでしょうか。また、各市民センターや交流プラザでの出張開催の予定はないのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） スマホ教室についての御質問です。

スマホ教室は令和4年度から実施しており、令和5年度では江田島・能美・沖美・大柿の各町で8回ずつ、計32回の講座を開催させていただき、延べ296人の皆様に御参加をいただきました。さらに多くの御参加いただける環境を整えていきたいところですが、講師1人が対応できる人数に限りがございますので、1回の講座で10人までとさせていただきます。

なお、出張開催につきましても、今後できる限り要望に応じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 1回の講座で10人という制限がある中ですが、思いのほか参加者が多い印象を持ちました。今後も、デジタルデバイドの解消に向け、できる限り市民の要望に応じていただきたいと思います。

続きまして、デジタルビジョンの今後の展開についてお伺いします。

今年度から、集会施設のオンライン予約や公共施設の水道料金の支払い事務の効率化に取り組むとのことでしたが、それにより、どの程度の効果が得られるのかお答えください。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 集会施設のオンライン予約と、各課で管理しております公共施設に係る水道料金の支払い事務のデジタル化による効果についてお答えします。

1つ目の集会施設のオンライン予約につきましては、主に3点の効果があるものと考えております。

1点目に、施設の空き状況をオンラインで確認できること。2点目に、施設の開館時間以外でも予約ができること。3点目に、事前に窓口へ足を運ぶことなく予約ができること。こうしたことにより利便性の向上が期待されております。

次に、2つ目の各課で管理している施設に係る水道料金の支払い事務のデジタル化による効果についてでございます。

現在、公共施設の水道料金は、施設を管理するそれぞれの部署で請求書を受け取り、施設ごとに伝票を作成し、支払いをしております。このたびのデジタル化では、全ての公共施設の水道料金請求データを総務課が受け取り、支払い伝票を一括作成し、自動化するものでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） オンライン予約や事務のデジタル化により、利便性の向上と業務の効率化が図られることは理解しました。そのためにも、まずもって市民への周知

と利用方法の浸透が重要となります。その辺りをしっかりと対応していただきたいと思
います。

次に、マイナンバーカードを使ったワンストップ窓口導入についてお伺いします。

ワンストップ窓口の導入により市民の利便性は向上するとは思いますが、窓口を担当
する職員は、幅広い業務を覚える必要があるなど、負担の増加が懸念されます。具体的
には、対策は考えられているのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） ワンストップ窓口の導入に関する御質問にお答えします。

現在、市役所の窓口は、市民生活、福祉などそれぞれ窓口が異なり、手書きの申請書
に記入していただくなど、引っ越し一つとっても手続に時間がかかっているという、こ
ういった状況になっております。

また、市役所は、お客様から提出されました手書きの書類をシステムに入力するとと
もに、原本となる紙の申請書類とデータ化したシステムの両方を管理する必要がござい
ます。このため、ワンストップ窓口の導入に関しましては、お客様の利便性向上はもち
ろんのこと、職員の負担軽減にもつながるよう、業務フローを見直したいと考えており
ます。

現時点におきましては、国が整備しますシステムの各種機能を活用して、ガイダンス
や業務システムのデータ連携、マイナンバーカードの活用など、経験の浅い職員でも窓
口対応ができるようにしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 今までの回答を通して、職員の業務負担軽減は、市民サービ
スの向上に密接に結びつくことと認識しておりますので、引き続き業務の効率化に注力
していただきつつ、職員の業務負担の軽減に努めていただきたいと思います。

さて、令和8年度以降に住民票などの証明書をコンビニで受け取れるサービスを導入
するとのことでしたが、委託料に対する費用対効果を考えた場合、利用の促進が鍵とな
ってくるのではないかと考えられますが、どのような対策を考えているのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 各種証明書のコンビニの発行に関する御質問です。

参考までに、これまでの全国の自治体のコンビニ交付システムを導入する際にかかっ
た経費、これの中央値が1,100万円となっております。この経費の70%が特別交
付税で措置されることとなっております。

一方、毎年かかるランニングコストは運営負担金が年間約187万円、さらに証明書
1通につき手数料297円が必要となります。これらの経費の一部は国から支援されま
すが、より多くの方にコンビニ交付を御利用いただかなければ、結果としてコストの削
減は見込めません。そのため、多くの自治体では、コンビニの発行手数料を市役所の窓
口申請より安く設定することで、お客様にとってお得感のあるものとなっております。

こうしたことから、導入に際しましては、他市町の事例を踏まえ市役所の窓口に行か
なくても、最寄りのコンビニで各種証明書を受け取れるという利便性を分かりやすくお

知らせることが大切である、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） よく分かりました。本市において、コンビニの数は驚くほど多いというわけではありませんが、窓口が増えることによって、利便性が向上することは間違いありません。ですが、使ってもらわなければ何の意味もありませんので、更なる周知の徹底と利用の促進に努めていただきたいと思います。

さて、令和2年12月に国が策定した自治体DX推進計画において、自治体DXの取組と合わせて取り組むべき事項として、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進することとしております。

本市においても、国や県と連携した率先したデジタル化を推進し、本ビジョンの目的でもある市民満足度の高いまちづくりに向けて御尽力いただきますよう切にお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 2番 筧本議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終了します。

日程第2 報告第3号

○議長（酒永光志君） 日程第2、報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題とします。

直ちに提出者から報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） それでは、報告第3号について御説明申し上げます。

2ページの専決処分書により説明をさせていただきます。

2ページのほうを御覧ください。

まず、和解及び損害賠償の専決処分は令和6年5月20日に行っております。

和解及び損害賠償の額の決定につきまして、まず1、事故の概要は令和6年3月4日午後2時40分頃、市産業部農林水産課の職員が三高ダムの用務を終え、帰庁するために公用車で江田島市大柿町大原の国道487号線を走行していたところ、道路沿いに設置されているガードレールに公用車の頭部が接触し、当該ガードレールを破損させたものです。

2、和解の相手方は広島県でございます。

3、和解の条件及び損害賠償の額につきまして、まず（1）市は損害賠償金25万3,000円を支払うものとする。

（2）前後のほか、相手方と本市の間に一切の債権債務関係がないことを確認するということとございます。

続きまして、第3ページの専決処分書を御覧ください。

1、事故の概要につきましては先ほどの説明と同じで、ガードレール接触後に公用車の後部が相手方所有の収納箱等に接触し、当該収納箱等を破損させたものです。

2、和解の相手は記載のとおりでございます。

3、和解の条件及び損害賠償の額は12万6,760円で、同様に、今後相手方との一切の債務債権がないことを確認しております。

なお、参考資料として、4ページに地方自治法の法的根拠条文を添付しておりますので、御確認ください。

今後、同様の事案が生じないよう職員の交通安全意識の向上や職務上の公用車運転に際し、注意喚起を徹底したいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第3号を終わります。

日程第3 報告第4号

○議長（酒永光志君） 日程第3、報告第4号 江田島市国民保護計画の変更に関する報告についてを議題とします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第4号 江田島市国民保護計画の変更に関する報告についてでございます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、第35条第1項の規定による江田島市国民保護計画を変更しましたので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、危機管理監から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） それでは、報告第4号 江田島市国民保護計画の変更に関する報告について説明をいたします。

参考資料としまして、議案書6ページに江田島市国民保護計画の変更の概要を、7ページに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の抜粋を、8ページに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の抜粋を添付しております。

それでは、議案書6ページ、江田島市国民保護計画の変更の概要を御覧ください。

まず、1の変更の経緯について説明をいたします。

江田島市国民保護計画とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関す

る法律に基づき、武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産を保護するために、市の責務や住民の保護等の措置を定めたものでございます。

今回の変更は、市の組織再編、広島県水道広域連合企業団の設立に伴い、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第5条に規定されています軽微な変更でございます。

続いて、2の主な変更内容について説明いたします。

(1) 市の組織再編に伴う項目の変更として、下水道課を土木建築部に編入するなどの修正を行いました。

(2) 広島県水道企業連合企業団の設立に伴う変更として、飲料水の確保等について、広島県水道広域連合企業団との連絡調整に係る業務を追加いたしました。

(3) 字句の修正等としまして、広島県国民保護計画との整合を図るため、字句の修正と統計数値等の変更を行いました。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第4号を終わります。

日程第4 報告第5号

○議長（酒永光志君） 日程第4、報告第5号 令和5年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告についてを議題とします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第5号 令和5年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和5年度江田島市一般会計継続費繰越計算書を議案書10ページのとおり調整しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、報告第5号につきまして御説明いたします。

議案書の10ページをお願いします。

継続費繰越計算書に関する報告につきましては、既に議決をいただいております。継続費の年割額について、実際の支出額に応じた残額を最終年度まで逡次繰越しするため、繰越計算書を調整の上、議会に御報告させていただくものです。

それでは、令和5年度江田島市一般会計継続費繰越計算書を御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、公共施設再編整備事業の（仮称）柿浦交流プラザ新築事業です。継続費の総額は4億3,153万9,000円です。このうち、令和5年度継続費予算現額は2億7,805万2,000円となっており、支出済額及び支出見込額は1億7,391万4,239円でした。このため、残額2億7,631万7,761円のうち、2億7,631万7,000円を翌年度に繰り越しました。

繰越額に対する財源内訳は、繰越金 1, 381 万 7, 000 円、特定財源といたしまして、地方債 2 億 6, 250 万円です。

次に事業名、公共施設再編整備事業の（仮称）大幸交流プラザ新築事業です。継続費の総額は 7, 054 万 2, 000 円です。このうち、令和 5 年度継続費予算現額は 4, 821 万 1, 000 円となっており、支出済額及び支出見込額はゼロ円でした。このため、全ての残額 4, 821 万 1, 000 円のうち、4, 733 万 4, 000 円を翌年度に繰り越しました。

繰越額に対する財源内訳は、繰越金 243 万 4, 000 円、特定財源といたしまして、地方債 4, 490 万円です。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第 5 号を終わります。

日程第 5 報告第 6 号

○議長（酒永光志君） 日程第 5、報告第 6 号 令和 5 年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題とします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第 6 号 令和 5 年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第 213 条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書 12 ページから 14 ページまでの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、報告第 6 号につきまして御説明いたします。議案書の 12 ページをお願いします。

令和 5 年度江田島市一般会計繰越明許費繰越計算書です。

一般会計における繰越事業は、2 款総務費で財産管理事業、大君地区企業誘致促進事業、市税賦課事業、戸籍住民基本台帳一般事業の 4 事業、3 款民生費で物価高騰対応重点支援給付金支給事業、児童福祉一般事業の 2 事業、4 款衛生費で新型コロナウイルス感染症予防対策事業、環境センター管理運営事業の 2 事業、このページ下段から 13 ページにかけて、6 款農林水産業費で農業用施設維持管理事業、小規模崩壊地復旧事業、水産業施設維持管理事業、漁港事業の 4 事業、8 款土木費で土木一般事業、道路維持管理事業、県道維持管理事業、道路改良事業、道路整備事業県負担金、河川維持管理事業、急傾斜地崩壊対策事業県負担金、港湾建設事業県負担金、都市下水路維持管理事業、排水機場維持管理事業の 10 事業。

14 ページをお願いします。

9 款消防費で消防活動事業の 1 事業、13 款諸支出金で広島県水道広域連合負担金の

1 事業です。

この合計 24 事業、総額 5 億 9,592 万 4,000 円の繰越額につきましては、2 月の定例会におきまして、議決をいただいているところです。

このうち、8 款土木費の都市下水道維持管理事業につきましては、令和 5 年度内に事業が完了し、そのほかの 12 事業におきましても、進捗状況により繰越額が減となっております。

このことから、令和 6 年度への翌年度繰越額の総額は 4 億 7,018 万 7,000 円です。なお、翌年度繰越額に係る財源内訳につきましては、既収入特定財源ゼロ円、未収入特定財源としまして、国県支出金が 1 億 5,075 万 8,000 円、地方債が 7,050 万円、一般財源が 2 億 4,892 万 9,000 円です。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第 6 号を終わります。

日程第 6 報告第 7 号

○議長（酒永光志君） 日程第 6、報告第 7 号 令和 5 年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告についてを議題とします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第 7 号 令和 5 年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和 5 年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書を、議案書 16 ページのとおり調整しましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、報告第 7 号につきまして御説明いたします。

議案書の 16 ページをお願いします。

令和 5 年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書です。

このたびの事故繰越は、農林水産業費の県営沖地区柑橘団地造成事業におきまして、地元地権者との調整に不測の日数を要したことから、期限内の完了が困難となったものなど 3 事業です。

繰越の内容は、6 款農林水産業費で県営沖地区柑橘団地造成事業の 1 事業、7 款商工費で観光振興事業の 1 事業、11 款災害復旧費で林業施設災害復旧事業の 1 事業です。合計欄の支出未済額 460 万 3,020 円に支出負担行為予定額 86 万円を加えた総額 546 万 3,020 円が令和 6 年度への翌年度繰越額です。

なお、翌年度繰越額に係る財源内訳につきましては、既収入特定財源ゼロ円、未収入特定財源といたしまして地方債が 350 万円、一般財源が 196 万 3,020 円です。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第6号を終わります。

日程第7 報告第8号

○議長（酒永光志君） 日程第7、報告第8号 令和5年度江田島市下水道事業会計予算の繰越しに関する報告についてを議題とします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第8号 令和5年度江田島市下水道事業会計予算の繰越しに関する報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰越しに関しましては、議案書18ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建設部長（西川貴則君） それでは、報告第8号につきまして御説明いたします。

議案書18ページをお願いします。

令和5年度江田島市下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

繰越事業は、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、管渠整備事業、処理場整備事業の2事業で、翌年度繰越額は6,918万2,000円でございます。

財源内訳としましては、企業債700万円、国庫補助金1,850万円、損益勘定留保資金4,368万2,000円でございます。繰越理由としましては、コロナ禍からの経済回復に伴い、部材の入手が困難となり機器の納期に遅れが生じたこと、また、入札不調により事業完了に不測の日数を要するため、年度内の完成が困難となったため繰越しをしたものでございます。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で報告第8号を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

（休憩 12時01分）

（再開 13時00分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 承認第1号

○議長（酒永光志君） 日程第8、承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 専決処分しました承認第1号について説明します。

議案書20ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、江田島市税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和6年3月30日、市長名をもって専決処分したものです。

内容につきましては、21ページから35ページまでが改正条文、36ページから52ページまでが新旧対照表、53ページ、54ページに参考資料として説明資料を添付しております。

53ページ、54ページの参考資料により、主な改正内容について説明します。

1、改正の趣旨について。

地方税法の一部改正に伴い、個人住民税の特別税額控除に係る規定、固定資産税の特例措置、わがまち特例の制定などに係る所要の規定の整備等をするものです。

2、改正の内容について。

（1）個人住民税関係。

個人住民税の特別税額控除、前年度の合計所得金額が1,805万円以下である納税義務者の個人住民税所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する。

（2）固定資産税関係。

ア、地域決定型地方税制特例措置の制定。次に掲げる資産に係る固定資産税について、それぞれに掲げる課税標準の特例割合を設ける。

（ア）特定バイオマス発電設備、一般木質農作物残渣を電気に変換するものに限るものについては7分の6。

（イ）滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産税については2分の1。

（ウ）特定マンションに係る区分所有に係る家屋については3分の1。

イ、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長。令和6年度から令和8年度までの間、措置年度において価格の下落修正を行う措置など、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

（3）その他、所要の規定の整理。

その他、法令改正に伴う用語、引用条項等の整理をする。

3、施行期日等について。

改正内容ごとの施行期日は、次の表のとおりです。第56条の改正規定とは、私立学校法の改正に伴う改正です。各規定の適用については、必要な経過措置を講じております。

また、54ページに用語解説について取りまとめております。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定しました。

日程第9 承認第2号

○議長（酒永光志君） 日程第9、承認第2号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました承認第2号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） それでは、専決処分しました承認第2号について説明します。

議案書56ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和6年3月30日、市長名をもって専決処分したものです。

57ページに改正条文、58、59ページに新旧対照表、60ページに参考資料として説明資料を添付しております。

60ページの参考資料により、改正内容について説明します。

1、改正の趣旨について。

地方税法施行令の一部改正に伴い、本市国民健康保険税の課税限度額の引上げを行う必要があるため、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容について。

（1）課税限度額の引上げ。

後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円に引き上げます。この表のとおり課税限度額を引き上げ、課税限度額の合計を104万円から106万円に引き上げます。

（2）国民健康保険税の軽減判定所得の見直し。

国民健康保険税の5割軽減または2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げます。内容については、次の表に取りまとめております。

（3）その他、課税限度額の引上げに伴う規定の整備を行います。

3、施行期日について。

この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定しました。

日程第 10 承認第 3 号

○議長（酒永光志君） 日程第 10、承認第 3 号 専決処分の報告と承認について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました承認第 3 号 専決処分の報告と承認について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、承認第 3 号につきまして御説明いたします。

議案書 62 ページに専決処分書を、63 ページから 68 ページまでに改正条文を、69 ページから 72 ページまでに新旧対照表を、73 ページ及び 74 ページに参考資料を添付しております。

参考資料により御説明いたしますので、73 ページをお願いいたします。

1 の趣旨については、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、本市の条例を改正するものでございます。

2 の条例の改正に係る法改正の目的及び概要についてです。

法定されている事務と趣旨や目的が同一であるものについては、法改正によらず、個人番号の利用及び情報連携をより速やかに開始できるようにすることを目的として、省令に委任する事項を追加するなど、マイナンバー法の規定、枠組みを見直されたものです。詳細につきましては、下段の表にまとめております。

個人番号の利用が可能な事務は、法の別表第 1 に掲げる事務のみであったものが、省令に定める準法定事務が追加されることとなりました。また、法の別表第 2 に掲げられていた情報連携に係る規定が削除され、これらが省令で定められることとなりました。

3の条例の改正内容についてです。

法の別表第2が削除されることに伴い、同表の規定を引用している用語を置き換えるなど、所要の規定の整理をいたします。

74ページをお願いいたします。

4、施行期日は令和6年5月27日で、法改正の施行期日と同日としております。なお、同ページ下段に用語解説として表を掲げております。

62ページへお戻りください。

条例改正に係る専決処分日は令和6年5月14日となっており、翌15日付で一部改正条例を公布しております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定しました。

日程第11 議案第42号

○議長（酒永光志君） 日程第11、議案第42号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、平川博之総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

平川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平川博之君） 総務文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

当委員会に付託された議案は、議案第42号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案についてでございます。

この三高中学校の統合問題につきましては、長期間にわたる地元との協議におきましても、統合の合意を得ることができないまま議案が提出されました。この議案の付託を受けました当委員会では、厳正に審議するために、地元PTA役員の方など、5団体から参考人としての意見聴取を行いました。

そうした中で、各団体からの意見や思いはそれぞれあるものの、児童生徒数が減少し、集団生活が困難になるおそれもあることから、こどもたちの教育環境の早急な整備が極めて重要であると判断をいたしました。このようなことから、委員会での慎重審議の結果、議案につきましては可決するべきものと決しました。

なお、委員会におきまして、各委員から教育委員会や執行部に対する地元からの不信感が払拭されていないことから、今後もしっかりと説明責任を果たすことが重要であるとの意見が多数あったことを申し上げます。

○議長（酒永光志君） これをもって、平川博之総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

初めに、6番 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 私は、6番議員の古居俊彦でございます。

私は、議案について賛成いたしたいと思えます。

三高中学校の生徒数は現在13名ですが、来年度卒業生が8名、新入生の可能性がある三高小学校6年生は12名です。来年度2、3年生では5名となり、新入生主体で全校で何人になるか分かりませんが、おおよそ見当はつくと思っております。

中学校時代は、生徒一人一人が社会への適応能力をつけなければなりません。その中で、全校で十数人という学校生活、この一つの社会の中で身につけるのはどうかと思えます。

私は生徒の生きていく力、周辺とのコミュニティー、つまり社会力こそ何よりも大事なのではないかと考えております。学業は一人一人でもできると思えますが、社会力を学ぶことは一人ではできません。大勢の人とのコミュニティーの中で培っていくものだと考えます。もちろん、大勢の中では嫌なこともあるでしょうが、そればかりではありません。大勢の中での成功体験、相互に助け合うこともよい結果を生むと思っております。

しかしながら、そういった前向きな子ばかりではありません。大勢の中で萎縮し、自分の力を十分に発揮できない生徒もいるかもしれません。そういったときには先生方のサポートが必要です。先生方も三高中学校では人数も少ないですが、能美中学校では、その数は一気に増えております。多くの目で生徒一人一人を見守って行ってほしいと思っております。

以上の点から、私は三高中学校の生徒数を考えて、もう増加の見込みがないのであれば、令和7年度の統合もやむを得ないと思っております。来年度からでは時間的にも厳しいことばかりですが、しっかりと生徒一人一人をサポートしてあげてもらいたいと思います。

教育委員会については、今回同意もないままに統合という案を提出しておりますが、統合まで地域の理解が得られますように努力していただけることを期待して、私の討論を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（酒永光志君） 続いて、1番 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 1番議員、尽誠会の宮下成美です。

議案第42号 江田島市立学校条例の一部を改正する条例案について、尽誠会を代表し、賛成の立場で討論させていただきます。

平成21年6月に江田島市内小中学校統合に関する第2次答申が出され、対象となった学校の統合が進められてきたものの、三高中学校を能美中学校新築をめぐり統合する案件については、行政と三高中学校PTA及び自治会が長年にわたって話し合いを行ってきたものの、学校統合に関して合意が得られない状況が続いており、十数年も結論が出せない現状は、市民にとって大きな損失であると考えます。

現状を維持することは地域にとってもさらなる損失を招くため、早急に解決しなければなりません。また、この統合問題は、一体感のある地域づくりを進めている三高地区においても、地域内での住民間の信頼関係に少なからず影響をもたらしていることから、早期の解決が必要と考えました。

次に、教育環境についてです。

少人数校でも学力は確保できますが、集団生活から得られる社会性を含めた教育環境の観点からは、問題があると考えます。さらに、現在の状況では、小学校から中学校に上がる際、子どもたちは三高中学校か能美中学校を選ばなければならず、これが好ましい教育環境とは言えず、学年当たりの男女比の偏りや人間関係の固定化も懸念されます。

また、今後更に生徒数が減少していけば、教員の適正な配置が困難となることが教育委員会に対する聞き取りで明らかとなり、今後も生徒数の増加は見込めません。

このことから、一定集団での学習や部活動を通して、多様な価値観に触れ社会性を育てていくことは、子どもたちの将来にとって極めて重要なことであり、そうした環境をつくるのは我々大人の責任であると考えました。

今回は賛成の立場で討論をさせていただいておりますが、一方で地域住民と行政の信頼関係が崩れたという問題点は指摘しておきたいと思っております。

まず、1点目です。

なぜこの問題が長期化したかです。

地元自治会や三高小中学校保護者の意見を聴取したことから判明したことは、当局が地域の関係者と協議の段階で、意見の食い違いや質問に適切に対応できなかったことによって問題が複雑化したことです。

続いて、2点目です。

中学校の耐震補強工事の方針が変更されたことです。

どちらも丁寧な説明が足りなかったことによる当局に対する不信感であります。当局に当たっては、今回の件を教訓として真摯に受け止め、今後の協議の在り方の改善に努め、地域住民との信頼関係の再構築を強く求めます。

以上、問題点や要望を含め、私の意見を述べさせていただきました。

こどもたちの教育環境の整備と三高地区の未来を念頭に置き、議案第42号 江田島市立学校条例の一部を改正する条例案について、ほかの議員の皆様にも賛同いただけますようよろしくお願いいたします、賛成討論とさせていただきます。

○議長（酒永光志君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 発議第2号

○議長（酒永光志君） 日程第12、発議第2号 行政運営に当たり地域住民との良好な関係の下、信頼のある施策を進めていくことを求める決議案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

平川博之議員。

○9番（平川博之君） それでは、発議第2号。

令和6年6月19日。

江田島市議会議長 酒永光志様。

提出者 江田島市議会議員 平川博之。

賛成者 江田島市議会議員 岡野数正。

賛成者 江田島市議会議員 山本一也。

賛成者 江田島市議会議員 浜西金満。

賛成者 江田島市議会議員 酒永光志。

賛成者 江田島市議会議員 古居俊彦。

賛成者 江田島市議会議員 平本美幸。

賛成者 江田島市議会議員 宮下成美。

行政運営に当たり地域住民との良好な関係の下、信頼のある施策を進めていくことを求める決議案についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり、江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由。執行機関に対し、地域住民との良好な関係の下、信頼のある行政運営を要望する必要があるため。

行政運営に当たり地域住民との良好な関係の下、信頼のある施策を進めていくことを求める決議案。

江田島市では、平成21年6月、江田島市学校統合検討委員会から市内4つの小中学校の統合について答申を受け、このうち、三高中学校は能美中学校の新校舎建設の時期を目途に、能美中学校へ統合する方針が示されました。

この答申の中には、「保護者、地域住民の理解と協力を得ながら、実施に向けて努力されたい」とあることから、市教育委員会は、統合に向けて地元関係者と協議を重ねてきたが、統合反対等の意見が根強くあり、本日まで合意を得られていない。

そうした中、これまでの学校統合の際には、地元合意を得ながら進めてきたにもかかわらず、本年2月に開会の令和6年第1回市議会定例会において、令和7年4月から三高中学校を能美中学校に統合する内容の「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案」が提出された。

市議会では、この条例案を総務文教常任委員会に付託した後、委員会では、当事者等の意見を踏まえて慎重に審議するため、地元PTA役員や自治会等を参考人招致し、意見聴取を行ったものである。

そこで明らかにされたのは、「いじめや不登校、通学や学力に関する不安や不満の解消がなされなかったこと」、「統合までの準備期間が1年しかなく、説明で聞かされてきた2年よりも短いこと」、「前市長時代に示された方向性と異なり、現市長体制下で耐震補強工事が実施されなかったこと」など、地元関係者の積年の鬱積した思いがある。

今回の三高中学校統合問題が長期化及び複雑化したことの大きな原因は、お互いの認識や解釈、意見や行動に食い違いが生じ、地元関係者との信頼関係が損なわれたことにある。一方で、議会としても、本件が長期化する前に積極的に関わる姿勢を示さなかったことは反省しなければならない。

今後は、市議会として市政の難題に積極的に関与する姿勢を保つことはもちろんのこと、市執行機関は今回の事案を猛省し、また教訓とし、今後、地域住民との良好な関係を下に信頼のある行政運営を行うために、次の事項の実施について強く要望する。

1、地元自治会及び保護者の意見を真摯に受け止め、統合の実施に際しては十分な説明と理解を求める努力を継続すること。

2、統合に関する生徒や保護者の不安や懸念に対して、具体的な対応策を提示し、信頼関係を再構築すること。

3、教育環境の整備や通学手段の確保など、学校統合に向けて必要な準備を十分に行い、生徒及び保護者が安心して新しい環境に移行できるよう早急に取り組むこと。

4、旧三高中学校跡地等については、地域の活性化に向けたにぎわいの拠点としての有効活用に努めること。

5、学校統合の進め方については再検証を行い、地域の分断を生じるような事態が発生しないよう、プロセスをあらかじめ広く市民に周知するとともに、将来起こり得る現実を想定し、地域関係者と早めの協議を開始すること。

6、学校統合だけでなく、地域に影響のある施設の統廃合に関しては、地域の理解を得られるよう努めること。また、行政の方針転換が行われた際には、地域住民にその理由等について丁寧に説明を行うこと。また、市議会に対しても、適宜適切に情報提供や進捗状況を報告すること。

以上、決議する。

令和6年6月19日 江田島市議会。

○議長（酒永光志君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩とします。14時まで休憩とします。

（休憩 13時38分）

（再開 14時00分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議案第53号 令和6年度江田島市一般会計補正予算（第2号）を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第53号 令和6年度江田島市一般会計補正予算（第2号）を日程に追

加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

ただいま追加された議案を配付しますので、暫時休憩とします。

(休憩 14時01分)

(再開 14時03分)

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議案第45号

○議長（酒永光志君） 日程第13、議案第45号 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第45号 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

国または他の地方公共団体からの要請に応じて、重大な災害が発生した地域で災害応急作業等に従事する職員に対して、国家公務員に準じた特殊勤務手当を支給するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第45号につきまして御説明をいたします。

議案書75ページに提案理由を、76ページに改正条文を、77、78ページに参考資料として、改正する条例案の新旧対照表をお示ししております。

78ページの参考資料により、改正の内容について説明をいたします。

1の改正の趣旨です。

国においては、異常な自然現象により災害が発生した現場で行う巡回監視、応急作業、災害状況の調査等の業務を対象として、特殊勤務手当（災害応急作業等手当）が支給されることとなっております。

このたび、令和6年能登半島地震を受けて、被災地において、地方公共団体の職員が行う避難所の運営の業務、罹災証明に係る家屋調査等についても、当該災害応急作業等手当の支給対象作業に該当し得るとの技術的助言が国から発出されました。

これを受けて、国または他の地方公共団体から要請に応じて、重大な災害が発生した地域で災害応急作業等に従事する職員に対して、国家公務員に準じた特殊勤務手当を支給する規定を設けるものです。

2の新設する特殊勤務手当の内容です。

(1)支給の対象についてです。

国または他の地方公共団体からの要請に応じて、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、応急業務または応急業務のための災害状況等の調査業務に従

事したときに支給することとしております。具体的には避難所の運營業務、罹災証明に係る家屋調査等を想定しております。

(2) 手当の額についてです。

手当の額は1日につき1,080円としております。これは、国家公務員における類似の作業に係る手当と同額とするものです。

3の施行期日等についてです。

公布の日から施行し、令和6年1月1日に遡及して適用することとします。これにより、このたびの令和6年能登半島地震に関連して、石川県に派遣された職員に対して、遡及して本手当を支給することを可能とします。

以上で説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

日程第14 議案第46号

○議長（酒永光志君） 日程第14、議案第46号 江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第46号 江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第46号について説明いたします。

議案書80、81ページに改正条文を、82ページから84ページに新旧対照表を、85ページに参考資料として説明資料を添付しております。

参考資料により説明いたしますので、85ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

2、改正する条例でございます。

改正する条例は、（１）江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例、及び（２）江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の２つの条例でございます。

3、主な改正の内容でございます。

初めに、（１）地域包括支援センターの職員の配置基準の緩和につきましては、２の（１）の江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例に係る改正を行うものでございます。１つの地域包括支援センターに保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の３職種をそれぞれ常勤として配置することを原則としつつ、市が設置いたします地域包括支援センター運営協議会が認める場合に限り、次のとおり要件を緩和するものでございます。

ア、常勤換算方法によることを可能とすること。イ、複数の地域包括支援センターが担当する区域における６５歳以上の第１号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を、個々の地域包括支援センターに振り分けて配置することをもって配置基準を満たすことを可能とすること。この場合におきましては、３職種のうち２職種の常勤職員の配置は必須となります。

次に、（２）２つの条例に共通する改正といたしまして、引用する条項の整理を行うものでございます。

4、改正に伴う影響でございます。

本市の地域包括支援センターは市直営の１つのみであり、３職種を常勤として配置していることから、本市地域包括支援センターの運営において、直ちに緩和された規定を適用することはございません。

5、施行期日は公布の日からでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 10 議案第 47 号

○議長（酒永光志君） 日程第 10、議案第 47 号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 47 号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてで

ざいます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第47号について説明いたします。

議案書87、88ページに改正条文を、89、90ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

新旧対照表により説明いたしますので、89ページをお願いいたします。

右の欄が現行条例、左の欄が改正案でございます。改正をいたします部分につきましては、下線部分でございます。

今回の条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、従うべき基準を定めた条例の一部を改正するものでございます。

家庭的保育事業等とは、地域型保育事業の事業区分に位置づけられるもので、4つの事業がございます。

1つ目は家庭的保育事業。2つ目は小規模保育事業。3つ目は居宅訪問型保育事業。4つ目は事業所内保育事業でございます。

現在、本市において、この4つの事業を実施しております事業者はございません。

それでは、改正の内容について説明いたします。

第29条の小規模保育事業A型に係る保育士の配置基準におきまして、第2項第3号で、満3歳以上満4歳に満たない児童に対し、おおむね20人につき1人をおおむね15人につき1人に改めるものでございます。また、同項第4号で、満4歳以上の児童に対し、おおむね30人につき1人をおおむね25人につき1人に改めるものでございます。

また、第31条の小規模保育事業B型、第44条の保育所型事業所内保育事業所、次のページ、第47条の小規模型事業所内保育事業所に係る保育士または保育従事者の配置基準におきまして、第29条と同じく、満3歳以上満4歳に満たない児童に対し、おおむね20人につき1人をおおむね15人につき1人に改め、満4歳以上の児童に対し、おおむね30人につき1人をおおむね25人につき1人に改めるものでございます。

議案書87ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、第2項、当分の間、改正前の条例による従前の基準によることとするものでございます。また、第3項におきまして、従前の基準の期間内であっても、改正後の条例の基準を満たすように努めることとするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 16 議案第 48 号

○議長（酒永光志君） 日程第 16、議案第 48 号 江田島市葬斎センター火葬炉更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 48 号 江田島市葬斎センター火葬炉更新工事請負契約の締結についてでございます。

江田島市葬斎センター火葬炉更新工事請負契約を 4 億 8,510 万円で太陽築炉工業株式会社と締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） それでは、議案第 48 号について説明いたします。議案書 91 ページをお願いします。

この契約は、江田島市葬斎センターに設置しております 5 基の火葬炉の老朽化に伴う更新工事です。

- 1、契約の目的、江田島市葬斎センター火葬炉更新工事請負契約。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、4 億 8,510 万円。うち消費税及び地方消費税の額 4,410 万円。
- 4、契約の相手方、福岡県福岡市博多区東公園 6 番 21 号、太陽築炉工業株式会社、代表取締役社長、江口正司。
- 5、工期、議会の議決を得た翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

なお、議案書 92 ページに工事概要書、93 ページから 97 ページに工事内容の平面図及び断面図を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました江田島市葬斎センター火葬炉更新工事請負契約の締結については、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 17 議案第 49 号

○議長（酒永光志君） 日程第 17、議案第 49 号 市有財産の無償譲渡についてを

議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第49号 市有財産の無償譲渡についてでございます。

市有財産である旧寄涛集会所を江田島市大古自治会に無償で譲渡することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 議案第49号について説明いたします。

議案書98ページをお願いいたします。

1、譲渡財産。

名称、旧寄涛集会所、所在地、江田島市大柿町大原6176番地28、施設概要、木造平家建て、床面積99.37平米、建築年度、平成12年度。

2、譲渡の相手方及び時期。

名称、江田島市大古自治会、所在地、江田島市大柿町大原甲1824番地、時期、議会の議決を得た日以降。

3、譲渡の理由。

江田島市公共施設のあり方に関する基本方針に基づき実施した大古地区の公共施設の再編整備により、廃止となった寄涛集会所を、地縁による団体と認可された江田島市大古自治会が地域の集会施設としての活用を希望したためです。

議案書99ページに、当該集会所の位置図及び平面図を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました市有財産の無償譲渡については、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第18 議案第50号

○議長（酒永光志君） 日程第18、議案第50号 市有財産の無償譲渡についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第50号 市有財産の無償譲渡についてでございます。

市有財産である旧内海集会所を江田島市飛渡瀬自治会に無償で譲渡することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでござ

います。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） 議案第50号について説明いたします。

議案書100ページをお願いします。

1、譲渡財産。

名称、旧内海集会所、所在地、江田島市大柿町飛渡瀬3023番地13、施設概要、木造平家建て、床面積87.00平米、建築年度、平成3年度。

2、譲渡の相手方及び時期。

名称、江田島市飛渡瀬自治会、所在地、江田島市大柿町飛渡瀬1633番地1、時期、議会の議決を得た日以降。

3、譲渡の理由。

江田島市公共施設のあり方に関する基本方針に基づき実施した飛渡瀬地区の公共施設の再編整備により、廃止となった内海集会所を地縁による団体と認可された江田島市飛渡瀬自治会が、地域の集会施設としての活用を希望したためです。

議案書101ページに、当該集会所の位置図及び平面図を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました市有財産の無償譲渡については、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第19 議案第51号

○議長（酒永光志君） 日程第19、議案第51号 令和6年度江田島市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第51号 令和6年度江田島市一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度江田島市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,113万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億9,113万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第51号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の12、13ページをお願いします。

初めに、歳入からでございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額補正です。

2目民生費国庫補助金は、生活保護システム改修事業補助金の増額補正です。

3項委託金、5目教育費委託金は、学びの充実事業委託金の増額補正です。

16款県支出金、2項県補助金、6目土木費県補助金は、道路橋梁費に係る県移譲事務交付金の増額補正です。

3項委託金、3目教育費委託金は、県教育指定事務委託金の増額補正です。

14、15ページをお願いします。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴います増額補正です。

21款諸収入、5項4目雑入は、海洋教育パイオニアスクールプログラム補助金及びワクチン生産体制等緊急整備基金助成金の増額補正です。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出補正の予算の主なものは、物価高騰対応重点支援給付金の支給に係る事業、新型コロナウイルス感染症ワクチン一般接種に係る経費、県などの実施事業に係る経費などの補正を計上しております。

それでは16、17ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は、大黒神島採石事業に伴います返還金の増額補正です。

13目市民センター費は、会計年度任用職員の通勤費に係る増額補正です。

14目集会所施設費は、沖美ふれあいセンター消防設備の修繕工事及び内海集会所の地元移管に伴う修繕工事の増額補正です。

このページ下段から、18、19ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、物価高騰対応重点支援給付金及び定額減税補足給付金の支給事業の増額補正です。

3項生活保護費、1目生活保護総務費は、国の制度見直しに伴います生活保護システム改修費用の増額補正です。

このページ下段から20、21ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、新型コロナウイルスワクチンが令和6年度から定期接種へ移行したことに伴います委託料などの増額補正です。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農村整備費は、三高ダムの渇水対策のため、近隣河川からの取水用配管の敷設に係る広島県水道広域連合企業団への工事負担金の増額補正です。

3 項水産業費、2 目水産業振興費は、三高西漁船係留施設のチェーン破断修繕工事の増額補正です。

7 款 1 項商工費、2 目商工業振興費は、今年度の実施見込みに伴いますがんばりすと応援事業補助金の増額補正です。

22、23 ページをお願いします。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費は、県の移譲事務交付金の増額に伴います県道維持修繕業務委託料の増額補正です。

4 項港湾費、1 目港湾管理費は、瀬越ポンプ場修繕工事の増額補正です。

このページ中段から24、25 ページをお願いします。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育振興費は、県教育委員会からの研究指定等に伴います補助金、及び海洋教育パイオニアスクール事業の実施に係る費用の増額補正です。

13 款諸支出金、1 項基金費、7 目黒神島環境保全基金費は、大黒神島採石事業に伴います積立金の増額補正です。

予算書の4 ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為補正です。

追加としまして、医師確保支援補助金の1件、変更としまして、地籍調査支援システムリース料の1件をお願いしています。

なお、26 ページ、27 ページに給与費明細書、28 ページに債務負担行為の調書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました令和6年度江田島市一般会計補正予算（第1号）は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第20 議案第52号

○議長（酒永光志君） 日程第20、議案第52号 令和6年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第52号 令和6年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,442万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第52号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の32、33ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、システム改修業務委託料などの予算の補正を行うものでございます。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額補正でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金は、国庫補助金の増額に伴う特別交付金の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

34、35ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、マイナンバーの下4桁を記した加入者情報の通知に係る郵送料及び本市国保関係システム改修業務委託料の増額補正でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明は終わります。

ただいま議案となりました令和6年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、産業厚生常任委員会に付託します。

追加日程第1 議案第53号

○議長（酒永光志君） 追加日程第1、議案第53号 令和6年度江田島市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第53号 令和6年度江田島市一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年度江田島一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,079万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億192万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第53号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

先ほどお配りしました事項別明細書をお願いします。事項別明細書の8、9ページをお願いします。

初めに、歳入からです。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金は、僻地児童生徒援助費補助金の増額補正です。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴う増額補正です。

22款1項市債、7目教育債は、過疎対策事業債、通学バス整備事業の増額補正です。続きまして、歳出でございます。

今回の補正予算は、三高中学校の統合に伴うスクールバス整備に係る経費を補正するものです。

10、11ページをお願いします。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は、スクールバス購入費の増額補正です。

予算書4ページにお戻りください。

第2表 地方債補正です。

追加としまして、過疎対策事業債の通学整備事業1件をお願いしております。

なお、12ページに地方債の調書をお示ししています。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議案となりました令和6年度江田島市一般会計補正予算（第2号）は、総務文教常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

なお、次回は6月27日午前10時に開会しますので、御参集願います。

本日は御苦勞さまでした。

（散会 14時43分）